

税務と経営

発行所 有限会社 エンタープライズ サポート

〒532-0011 大阪市淀川区西中島4丁目6番16号
 新大阪NKビル601号
 TEL (06) 6885-3990
 FAX (06) 6885-3991
 URL <http://www.ep-support.com/>
 E-mail support@ep-support.co.jp

ヒント

交渉能力

「NOをかならずYESに変える技術」かんき出版。国連の紛争調停官だった国際ネゴシエーター島田久仁彦氏の本。双方に利益をもたらすことのできる「戦わない交渉術」を書いています。第一印象の20秒(笑顔+ポジティブな挨拶で相手を褒める)で勝負する。賛同するときは理由をはっきり「なぜ賛成するのか」「どこに賛成するのか」「どこには賛同しかねるか」等をできるだけ明確に示す。反論するときは、できるだけ具体的な理由を並べて、笑顔でも浮かべつつ、でも毅然とした態度で反論する。一気に反対の理由を言い切ってしまうわない。反対の理由や反論の要素を一つずつ述べ、相手の反応や返答を待つのが賢明。

ヒント

税務 ミニガイド

一般的な近視等の矯正のための眼鏡の購入費用は、医療費控除の対象になりません。

ただし、白内障、緑内障などの疾病により治療を必要とする一定の症状を有する者が、医師による治療の一環として装用する眼鏡の購入費用は、医療費控除の対象となります。



黒姫山と野尻湖(長野)

小川秀一/オアシス

印紙税の取り扱い 前借金領収書等はどうなる？

著者 大塚 隆夫 監修 大塚 隆夫 監修 大塚 隆夫

□社内領収書

本社の社員が出張所から現金を回収する際に発行する領収書について、同一法人の部内又は本店、支店や出張所の間で、事務の整理上作成する文書については、その作成者の人格が同一であることから、約束手形や船荷証券に該当する場合を除いて、印紙税の課税対象にはなりません。

□会社と社員間の領収書

会社と社員との間で作成される文書については、人格が同一ではなくそれぞれ独立した人格を有する者の間のものですから、同一法人内で作成する文書には当たりません。

しかしながら、会社の社員が、会社の業務執行に関して給付される給料、出張旅費等の前渡しを受けた場合に作成する前借金領収書等で、その領収書等が社内規則等によって会社の事務整理上作成することとされているものについては、その前借金等を後日支給されるべき給料、旅費等によって相殺することとしているなど消費貸借に関する契約書の性質を有するものであったとしても、印紙税の課税対象である消費貸借に関する契約書としては取り扱わないこととされています。

なお、会社がその社員に対して、住宅資金の貸付けを行うような場合については、その住宅資金は、会社等の業務執行に関して給付されるものに当たらないので、住宅資金について金銭消費貸借契約書や金銭借用証書などを作成する場合には、消費貸借に関する契約書（第1号の3文書）として、印紙税の課税文書となります。

□身元保証契約書

印紙税では、債務の保証に関する契約書（第13号文書）について、課税文書とされています。ただし、債務の保証に関する契約書のうち、身元保証に関する法律に定める身元保証に関する契約書は、非課税とされています。身元保証に



○遠山の金さんが「遠島を申し渡す」と判決を下す。遠島は終身刑で、將軍家の慶事等で恩赦がない限り帰ってくることはできない。しかも恩赦の対象は、武士なら在島30年以上、それ以外でも5年以上。ただ、遠島は懲役刑ではないので、現地での強制労働等はない。関東は三宅島、八丈島など、関西・西国は隠岐、壱岐、五島、天草、薩摩の諸島などに流された。



関する契約書とは、身元保証人が雇用関係に基づく使用者と被使用者との間で被使用者の行為により使用者が受けた損害を賠償することを約したものです。

なお、非課税とされる身元保証に関する契約書には、雇用関係に基づくものだけでなく、病院と患者又は学校と学生の間において、患者又は学生等の保証人が作成して、その病院又は学校に提出する身元保証契約書も含むこととされています。

□クレジット取引の契約書

金銭又は有価証券の受領事実を証明する目的で作成されたものが、金銭又は有価証券の受取書（第17号文書）として、印紙税の課税文書となります。クレジット取引による販売の場合については、信用取引により商品を引き渡すものであり、金銭又は有価証券の受領事実がありませんから、たとえ、文書の表題が領収書となっても、金銭又は有価証券の受取書には該当しませんので、印紙税の課税文書にはなりません。

ただし、クレジットカード利用の場合であっても、その旨を記載していない領収書については、金銭又は有価証券の受取書として印紙税の課税文書に該当することになります。

会社の役員報酬の 適正額とは？

会社法では「報酬等」の定義を、一方、法人税法では「役員給与」の考え方と取り扱いを定めています。役員報酬の適正額はどう考えるべきなのか、まとめてみたいと思います。

(1)会社法の考え方 取締役のお手盛り支給を禁じており、その報酬等の内容については、定款の定め又は株主総会の決議によって定めることにしています。

(2)法人税法の考え方 退職給与を除く役員給与について、法人税法が定めている定期同額給与・事前確定届出給与及び利益連動給与以外の給与の額を損金不算入としています。さらに定期同額給与等に該当するものであっても、不相当に高額であるとされる部分は、損金不算入としています。

(3)「不相当に高額」の判断 政令で定められて

おり、その判断材料は、①その役員の職務の内容、②その法人の収益及びその使用人に対する給与の支給状況、③類似法人（その法人と同種の事業を営む法人でその事業規模が類似するもの）の役員に対する給与の支給状況等の三本柱になっています。

(4)実務上の判断 適正額の実質判断においては、(3)の③の判断基準によるところが最も多いところです。但し、この場合類似法人の選定は、専ら課税庁サイドでないとわからない部分であり、さらには、その数社の類似法人の平均額によって適正額を判定すべきか、最高額によって適正額を判定すべきかという問題も生じます。

(5)裁判例 過去の裁判の実例では、平均額の2.5倍を超えていて過大であると認定された事例（名古屋地裁8、3、27判決）や、類似法人の最高支給額を超えていて最大であるとされた事例（東京地裁28、4、22判決）もあります。

従って、その適正額の判定は難解であります。が、会社としては、その役員報酬の算出根拠を明確に説明できるようにしておくべきでしょう。

ナマの税務相談室

Q 今日とは微妙な事案で悩んでまして、ご相談に伺いました。

A そうですか？お悩みは早く解決した方がよいですね。どうぞ、どうぞ。

Q 実はテナントさんが暫く外国出張するもので家賃をまとめて先払いされました。その前受け賃料を今回の父の相続財産の相続税の計算上、債務控除出来るのでしょうか？

A 成程、若干微妙ですが、相続税法で債務控除に関する規定が第13条及び第14条にあります。

被相続人の財産から控除すべき債務の額は被相続人に帰属する債務で、相続開始の時点で現に存在するものをいい、また確実性の裏付けがあるもの、かつその控除すべき額はその時の現況による旨が規定されています。

Q そういうことですか、なかなか厳しい規定ですね。

微妙な

相続財産の範囲

A そうなんです。解釈によってどうにでもなるようですと、收拾がつかないからです。

今回、不動産等に係る前受け賃料が債務控除の対象となるかどうかに関してですが、その前受け賃料の対象となった賃貸物件（不動産）を相続した相続人は、この相続に係る被相続人が締結した賃貸借契約に基づいて、この物件をその相続後も引き続いて同じ条件で賃貸を継続すべき義務（債務）を被相続人から承継することになります。

しかし、既に支払期日が到来して被相続人に支払われた前受け賃料の未経過分相当額の金銭を返還すべき金銭債務はこの相続の開始の時点で被相続人に発生していません。従って、その相続人は被相続人に帰属していない債務を承継する余地はありません。

今回の相続税の申告において、被相続人の債務控除の対象にはなりません。

ナマの税務相談室

納税管理人の有無で 税務手続きは雲泥の差

納 税管理人とは、日本国内に住所をもたない納税者によって選任された者で、納税申告書の提出や税金の納付等を代理する者です。

確 定申告書を提出する義務のある個人が年の途中で出国する場合、その出国の時までに準確定申告を行う必要があります。また、3月15日までに出国する場合には、前年分の確定申告も出国の時までにを行う必要があります。

た だし、ここでいう出国は所得税法上の出国であり、納税管理人の届出をしないで居住者が日本国内に住所及び居所を有しなくなることをいいます。逆に、納税管理人の届出をしたときは、ここでいう「出国」には当たらず、通

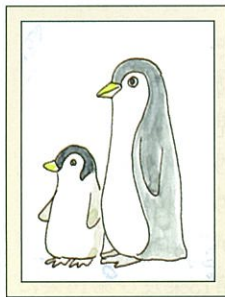
常の確定申告期限までに申告すればよいこととなります。

か くして、納税管理人の選任の有無は確定申告書の提出期限に影響するほか、出国年度の扶養控除等の諸控除の判定時期にも影響します。すなわち、年の途中で非居住者になる場合、所得税法上の諸控除の判定時期は、出国の時となりますが、納税管理人の届出をすれば、その判定時期が12月31日となります。

実 際には、このような影響を考慮して納税管理人を定めるといよりも、事務手続きの効率性の観点から、納税管理人を選定するのが一般的と思われる。つまり、納税管理人を定めない場合、非居住者は自らが日本に帰国す

るなどして申告等に係る事務処理を行い、かつ、国内で税金を納付することになりますが、こんなことは困難なので、手助けしてくれる人をお願いしようとする場合が多いのではないかと思います。

ま た、実際の多くの場合では、出国後において、非居住者については、国内源泉所得のみが日本の所得税の課税対象となるため、国外勤務に対応する給与については日本では課税されません。また、仮に国内勤務に対応する国内支給の給与（例えば、国内勤務期間に対応する賞与）があったとしても20%（復興特別所得税と合計では20.42%）の税率での源泉徴収が行われ、それにより課税が完結するため、確定申告は不要になります。したがって、給与所得のみの場合は、納税管理人の選任は必要ない場合が多いと思います。



うまくいかなかった日は、
寝る前に自問する。
今ここで何かできることがあるのか、と。
なければぐっすり寝る。

（実業家
L・L・コルベルト）

休みが多いと旅に出たくなります。気候も良い。
江戸時代、東海道五十三次は江戸日本橋から京都三条大橋まで、尾張熱田から桑名渡海ルートで伊勢廻りを選ぶと平均一五日。旅費は一両あれば中級の旅が出来ました。三度飛脚は一〇日で、リレー式飛脚なら三日で走破したそうです。
「天龍の切りたつ岸の新茶時 羽公」
5日立夏、21日小満。

5月の税務メモ

(国 税)		(地方税)
<ul style="list-style-type: none"> ○ 4月分源泉所得税の納付（特例適用者を除く） ○ 特別農業所得者の承認申請 ○ 3月決算法人の確定申告 ○ 9月決算法人の中間(予定)申告 ○ 所得税確定申告の延納申請分の納付 	10日 15日 31日 〃 〃	<ul style="list-style-type: none"> ○ 4月分個人住民税特別徴収分の納付 ○ 3月決算法人の確定申告 ○ 9月決算法人の中間(予定)申告 ○ 鉾区税の納付 ○ 自動車税の納付

★法人税予定納税額が10万円以下は申告省略です。